

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	大阪市 老人福祉法による措置事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、老人福祉法による措置事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

老人福祉法による措置事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成27年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による措置事務
②事務の概要	<p>養護老人ホームへの措置を実施し、施設にその支弁を支払、その費用について被措置者の徴収金の算出及び徴収金の管理を行う。(詳細は、「(別添)事務の概要の詳細」を参照)</p> <p><総合福祉システム></p> <p>「老人福祉法」及び「老人ホームへの入所措置等の指針について(平成18年3月31日厚生労働省老健局長通知)」、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成18年1月24日老発0124001号)」に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>①老人福祉措置に関する事務 ②老人福祉措置にかかる費用の支弁に関する事務 ③老人福祉措置にかかる費用の徴収に関する事務</p> <p><中間サーバ></p> <p>老人福祉法による措置事務では、番号法第19条第7号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当該事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
養護老人ホームへの措置事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第41の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第61、62の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局高齢者施策部高齢施設課
②所属長	福祉局長 西嶋 善親
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局高齢者施策部高齢施設課 電話:06-6208-8053 ファックス:06-6202-6961

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

